

次期報酬改定に向けた検討について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス等報酬改定の検証について

令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
障害福祉サービス等 経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等の調査		(経営概況調査) R 5・6 年度決算における収支差率等を調査	(経営実態調査) R 7 年度決算における収支差率等を調査
障害福祉サービス等 従事者処遇状況等調査	障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の調査	R 5・6 年度（各年度 9 月分）の従事者の 給与等を調査	引き続き状況を把握 ※R7年度の処遇の状況は、 報酬改定検証調査において 7 月頃の給与等を把握予定	
		上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握		
障害福祉サービス等 報酬改定検証調査 (※1)	検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、報酬改定の効果検証に必要な事項等についての調査	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進 事業 (※2)	障害者施策全般にわたる、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題についての実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	

(※1) 改定検証調査概要

下記項目についてR6年度報酬改定の影響等を調査

(R 6 年度)

- ①生活介護、②就労系サービス、③訪問系サービス、④共同生活援助
⑤計画相談支援・障害児相談支援、⑥意思決定支援・権利擁護
⑦短期入所、⑧障害児通所支援

(R 7 年度)

- ①障害福祉人材の確保・処遇状況等、②口腔・栄養ケア等、
③就労系サービス、④訪問系サービス、⑤強度行動障害
⑥障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援

(※2) 推進事業公募課題（主なもの）

(R 6 年度)

- ・障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
- ・共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
- ・重度障害者等の就労・就学の支援の在り方
- ・障害福祉現場における手続負担の軽減 等

(R 7 年度)

- ・人口減少下での障害福祉サービスの提供体制の在り方
- ・事業者指定の在り方
- ・共同生活援助における運営の適正化・重度障害者への生活支援
- ・療養介護の在り方
- ・障害福祉現場の生産性向上
- ・サービス利用者等の生活実態 等

(注) 上記は現時点のスケジュール見込みであり、今後変更があり得る。上記の他、厚生労働科学研究等を活用。

[参考資料1] 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抄)

(令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ)

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
 - 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。
- ① **障害者支援施設の在り方について**
 - 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。
 - ② **共同生活援助における支援の質の確保について**
 - 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。
 - ③ **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
 - 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
 - ④ **障害福祉サービスの地域差の是正について**
 - 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。
 - ⑤ **計画相談支援及び障害児相談支援について**
 - 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。
 - ⑥ **質の高い障害児支援の確保について**
 - 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
 - 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

[参考資料2] 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄） （令和5年12月22日閣議決定）

II. 今後の取組

2. 医療・介護制度等の改革

<① 来年度（2024年度）に実施する取組>

◆ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施

- ・ （略）
- ・ 令和6年度介護報酬改定と障害福祉サービス等報酬改定については、介護や障害福祉の現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う。

<② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- ・ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- ・ また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- ・ 障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。

◆ 障害福祉サービスの地域差の是正

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう、2024年度から創設される、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するとともに、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。また、自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みを検討する。

（能力に応じた全世代の支え合い）

◆ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

<③ 2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組>

- 科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された、質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討

[参考資料3] 大臣折衝事項(抄) (令和6年12月25日)

5. 全世代型社会保障の実現等

(4) 障害福祉サービス制度改革

改革工程に基づく以下の取組を含め、障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、次期障害福祉計画の策定に向けて検討を行う。

- ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みの推進
- ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方
- ・ 自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組み

6. 介護職員等の処遇にかかる実態把握等

令和6年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定において措置した処遇改善加算等が、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるようにするとともに、令和6年度補正予算で措置した施策による生産性向上・職場環境改善等を通じて、更なる賃上げの推進に取り組む。また、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化といった取組を支援する。あわせて、令和6年度改定及び令和6年度補正予算で措置した施策が、介護職員等の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。

令和8年度以降の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

なお、次回の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に向けては、介護事業所・施設や障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「介護事業経営概況調査」や「介護事業経営実態調査」、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

[参考資料4] 経済財政運営と改革の基本方針2025(抄)(令和7年6月13日)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

～(略)～

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

～(略)～

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 「経済・財政新生計画」の推進

(「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針)

～(略)～

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費²⁰⁴については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税收等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費²⁰⁵及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

²⁰⁴ 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1) 全世代型社会保障の構築

～(略)～

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ207の実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

～(略)～

(中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程²¹³を踏まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト／シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化²¹⁴を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策を講ずる。

²¹³ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）。

²¹⁴ 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

[参考資料5] 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄) (令和7年6月13日閣議決定)【処遇改善関係】

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約6割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

～（略）～

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

[参考資料6] 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄) (令和7年6月13日閣議決定)【省力化投資促進プラン関係】

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

[参考資料7] 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

1. 趣旨

- 障害者支援施設は地域移行を推進すること、重度障害者等への専門的な支援を行うことなど、様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められている。
- 検討に向けた材料を整理するため、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和6年度障害者総合福祉推進事業）」において委員・協力団体からの意見収集、入所施設の実態調査、施設・法人ヒアリングや当事者・保護者ヒアリングを実施した。
- 上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能を整理し、障害福祉計画の基本指針の見直しや次期報酬改定に向けた検討を行う。

2. 検討事項

- 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について
- その他

3. 開催状況

- 第1回検討会（令和7年5月26日）
- 第2回検討会（令和7年6月25日）

4. 構成員

安部井	聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会
荒井	隆一	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 代表
今村	登	特定非営利活動法人 D P I 日本会議 事務局次長
岩上	洋一	一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事
岡部	浩之	特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク 副理事長
◎小澤	温	長野大学 社会福祉学部 教授
児玉	和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 理事長
佐々木	桃子	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 会長
佐藤	則子	当事者構成員
相馬	大祐	長野大学 社会福祉学部 准教授
◎曾根	直樹	日本社会事業大学 社会事業研究所 客員教授
高橋	朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
富岡	貴生	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 代表理事
中尾	富嗣	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会 常任協議員
野澤	和弘	植草学園大学 副学長
樋口	幸雄	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 会長
福嶋	翔太	当事者構成員
松山	香里	品川区福祉部障害者支援課 課長
三浦	貴子	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会 副会長
横川	豊隆	当事者構成員

検討会設置の趣旨

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

検討会の構成

- 本検討会は、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、障害児入所施設経験者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- 本検討会は、障害児入所施設の今後の在り方について具体的検討を行うに当たり、座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- ワーキンググループは、福祉型WG・医療型WGとし、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。

主な検討事項

- 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてどのような生活を目指すのか。
- 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
- 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
- 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
- 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
- その他

検討スケジュール

令和7年
5月 本検討会
・ 主な検討事項(案)について
・ 今後の検討の進め方について(案)
・ 福祉型・医療型ワーキンググループの設置(案)について
・ ヒアリングの実施(案)について
・ 調査票(案)について

5月～6月
・ ヒアリングの実施

7月～9月
・ 福祉型・医療型ワーキング

10月
・ 本検討会 中間報告

11月
・ 福祉型・医療型ワーキング

令和8年
1月～3月 検討会において報告書素案・報告書とりまとめ

【参考資料9】 障害児支援における人材育成に関する検討会について

【本検討会開催の背景】

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

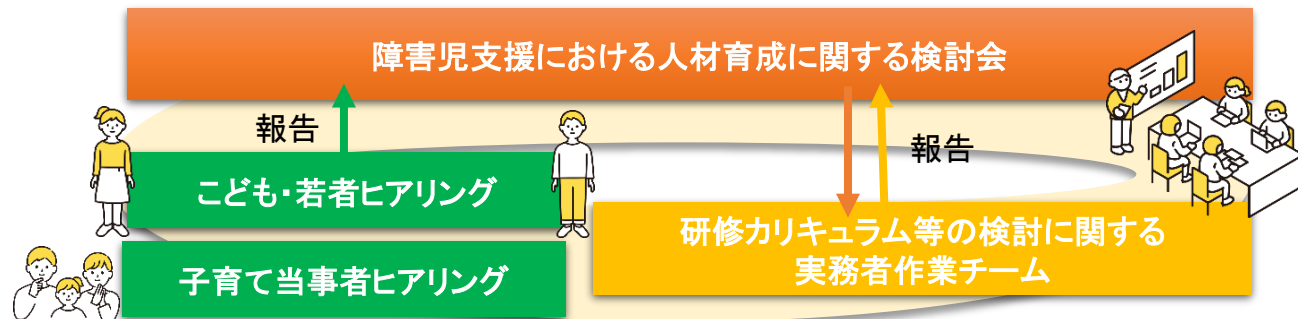
その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることを期待される。これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

【本検討会の検討体制】

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



【主な検討事項】

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他

[参考資料10] 共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していく」ことが検討の方向性として盛り込まれた。
- 今後の議論に向けて、共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。
- また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。

ガイドライン（案）の概要

- 共同生活援助は様々な障害者が多様な暮らしを営んでいるが、運営する事業者が利用者に対して質の高い支援を提供するために、その運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準として基本的な事項を指定基準（*）に沿って作成したもの。

＜目次＞

第1章	障害者福祉の基本理念	（基本理念、虐待の防止、意思決定支援）
第2章	共同生活援助の全体像	（人員基準、運営規程、緊急時等の対応、業務管理体制の整備、苦情解決等）
第3章	共同生活援助の提供すべき支援の内容	（共同生活援助における支援と連携すべき関係機関、具体的な支援の内容等）
第4章	支援の質の向上のための取組	（事業者における取組、地域との連携）
別添1	共同生活援助ガイドライン（案）自己チェックシート	
別添2	共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等	
別添3	参考資料一覧	

今後（予定）

- 令和7年度障害者総合福祉推進事業の「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- また、調査研究により作成されたガイドライン（案）について、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定。

* 指定基準（基準第210条の5第5項）において、「共同生活援助事業者はその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。ガイドラインに基づいた自己評価を事業所内で共有したり自治体による集団指導や研修等において活用することや、指定共同生活援助事業者が自ら開催する地域連携推進会議において自己評価の内容を報告し、会議の構成員から客観的な助言をうけること等で支援の改善につなげていく。

[参考資料11] 自治体における就労継続支援事業所の要件確認等の実態に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 自治体における就労継続支援事業の指定業務や経営改善計画に基づく指導状況等の実態を把握し、新規指定や既存事業所に対する指導等を行う際の観点について検討を行い、参考となる優良事例の周知を行うことを目的。（自治体に対するアンケート・ヒアリング調査、有識者会議等における検討を実施）

報告書概要

- 自治体における指定・指導事務の担当部署の人員配置は、都道府県・政令市では4～6名、中核市では1～3名が多い。うち、担当年数が3年以上の職員数はほとんどが1～2名。就労支援を専任的に担当する職員の配置は、都道府県・政令市は2～3割程度であり、中核市はほとんどいない。
- 就労系サービスは、福祉に加えて生産活動や民間企業の決算書類に関する知識など、複雑かつ広範囲にわたる知識・経験が必要とされることから、制度理解や書類審査において難しさを感じる職員が多い。
- 多くの自治体が専任者の必要性を感じる一方、様々な課題があり実現に至っていない。一方で、以下のような自治体事例もあり、効果は数字にも表れている。
 - ・新規指定申請の審査のために中小企業診断士・公認会計士等の専門家会議を設置し、事前協議に申込みのあった事業所を全件審査
 - ・指導担当部署に会計・企業決算等の専門的知識を持つ会計年度任用職員を配置し、A型に特化したチームを作り、指導等を実施
- 特に会計や雇用、営業許可等に精通する専門家等が、新規申請時に自治体職員をサポートする仕組みは非常に効果が高い。
- 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、それをもって直ちに指定申請自体を不受理にできない等の課題があり、例えば国から就労支援事業に特化した指定・指導事務要領や通知、ツールの提供など、自治体職員の事務の根拠や後ろ盾の提供が求められている。
- 以上を踏まえ、
 - ・新規指定時に自治体が申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
 - ・指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、負担軽減になるチェックツール等の開発・提供が必要と考えられる。

今後（予定）

- 本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。